

## 入札参加資格審査申請の手引き（建設工事以外）

—令和5年度～令和7年度—

岐阜県が発注する製造の請負、財産の買い入れ、その他の契約（建設工事の請負及び建設工事にかかる測量・試験・委託を除く）の入札参加資格を希望される方は、下記要領に従い入力してください。

なお、申請後、審査の結果、「岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）」に登載しますが、直ちに発注または入札の指名があるということではありませんので留意願います。

### 1 申請方法

- (1) インターネットでのオンライン申請により受付けます。「別表1 添付書類一覧」より必要となる書類を確認のうえ事前に取得・作成し、PDF、画像ファイル等で用意してください。
- (2) ファイル添付が必要な質問番号について、添付可能なファイルは1ファイルとなります。複数ある場合はzipファイルにまとめる、1ファイルに結合する等したうえで添付してください。
- (3) 添付するファイルは各質問番号で10MBまでとしてください。
- (4) フォームに入力し申請してください。
- (5) 法人か個人事業者か等により質問番号が飛ぶ場合がありますが、問題ありません。
- (6) 送信完了後、フォームにご入力されたメールアドレス宛に送信完了メールが自動配信されますのでご確認ください（添付ファイルを別途郵送する必要はございません）。申請状況はメールに記載のURLで随時照会できます。

### 2 受付及び問い合わせ先

〒500-8570

岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号：058-272-8715（直通）

メールアドレス：[nyusatsu\\_410@govt.pref.gifu.jp](mailto:nyusatsu_410@govt.pref.gifu.jp)

### 3 受付期限と名簿登載時期

- ・原則として、毎月20日までに申請を完了（申請内容に不備等がなく、必要書類がすべて添付されていること）したものについて審査を行い、月末までに審査完了したもの

のを翌月1日に名簿へ登載いたします。

#### 4 有効期間

- ・名簿に登載された日から令和8年3月31日まで

#### 5 入札参加資格

次のいずれかに該当する場合は、申請する資格がありませんので注意してください。

- ・契約を締結する能力を有しない者及び破産宣告を受け復権を得ていない者
- ・営業に関し各種法令に基づき許可、認可、免許等を必要としている場合において、これらの許可等を受けていない者
- ・県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）を除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
- ・消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がある者
- ・会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項または第二項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第百九十九条第一項若しくは第二項または第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていない者
- ・民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条第一項または第二項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者
- ・経営が健全でなく、契約の履行が確実であると認められない者

#### 6 名簿登載通知

- ・名簿登載通知は、入力頂いたメールアドレス宛に通知します。

## 7 その他注意事項

- ・提出書類に虚偽の事項を故意に入力した場合及び入札参加資格者名簿有効期限内の税金の未納が確認できた場合（名簿登載後、税金の完納証明書（90日以内に発行されたもの）の提出を求められ、その証明書が発行されない場合）は、入札参加資格を取り消します。
- ・名簿登載内容に変更があった場合、合併等組織再編・事業譲渡等により入札参加資格を継続したい場合は以下からお願いします。

県との取引先が「本店」の場合

県との取引先が「支店又は営業所等」の場合

- ・営業の停止・廃止等により名簿登載を抹消したい場合は、速やかにその旨を届け出てください。
- ・上記のいずれかにより、入札参加資格を取り消した場合は、有効期限内（令和8年3月31日まで）に再度登載の申請をすることはできません。
- ・入力は全て日本語でお願いします。
- ・添付ファイルは、原則として返却しません。

## 8 入札参加資格審査申請書の入力要領

- ・申請者が「法人」・「個人事業者」のいずれか選択してください。
- ・法人の場合は「登記事項証明書」を、個人の場合は「本籍地市町村発行の身元証明書」「後見登記事項等ファイルに記録がない旨の証明書」をPDF等で添付してください。

### (1) 「申請者」

- ・「本店の住所（所在地）」、「（法人格）」、「商号又は名称」、「法人又は個人の代表者の役職名・氏名」を入力してください。
- ・「住所（所在地）」は、登記上の住所（所在地）を入力してください。
- ・「申請事務担当者」は、この申請書について応答することのできる方を入力してください。

### (2) 「岐阜県と取引をする本店、支店又は営業所等に関する事項」

#### 【県との取引先】

- ・岐阜県との取引を支店又は営業所等で希望する場合は、支店名又は営業所名等を入力

【申請の手引き（オンライン申請）】

し、「委任状」又は「権限委任が規定されていることがわかる社内規程等」を PDF 等カラーで添付してください。

- ・「営業担当者」は、岐阜県との契約等において窓口となる方を必ず1名指定してください（代表者、申請事務担当者可）。
- ・本店で登録する場合の住所（所在地）は、「申請者」で記入いただいた登記上の住所（所在地）が自動表示されます。ただし、登記上の本店に営業所としての実態がない場合等は、営業上の本拠となる事業所の住所（所在地）を入力してください。この場合は、登記上の本店から営業上の本拠地（事務所等）への「委任状」を PDF 等カラーで添付する必要があります。
- ・「メールアドレス」は、岐阜県（出納管理課）からの案内及び「岐阜県電子調達システム」で使用するアドレスとなります（移動体通信事業者が携帯電話端末向けに提供するメールアドレスは「岐阜県電子調達システム」の利用ができないため、登録できません。）。
- ・次の理由から、原則として従業員の退職などの影響を受けない組織や入札専用のメールアドレスとしていただきますようお願いいたします。

\*従業員の退職、休職、人事異動などで連絡が取れなくなることや、情報漏洩防止のため。

- ・適切なメールアドレスの例 : [suitoka@pref.gifu.lg.jp](mailto:suitoka@pref.gifu.lg.jp)（組織用）  
[nyusatsu@pref.gifu.lg.jp](mailto:nyusatsu@pref.gifu.lg.jp)（入札専用）
- ・適切でないメールアドレスの例 : [suito-taro@pref.gifu.lg.jp](mailto:suito-taro@pref.gifu.lg.jp)（職場の個人用）

（個人用のメールアドレス以外に入札専用等メールアドレスがない場合は、個人用メールアドレスとしていただいて構いません）

#### 「県との取引に使用する印鑑について」

- ・「使用印鑑様式」に押印し PDF 等カラーで添付してください。
- ・印鑑登録証明を受けた印鑑である必要はありません。
- ・法人の場合は、法人印・代表者印を押印してください。
- ・県との取引に法人印を使用しない場合は、代表者印欄のみに代表者印を押印してください。
- ・岐阜県との取引を本店以外の支店・営業所等に権限委任する場合は、支店・営業所等で使用する法人印・代表者印（支店長印等）を押印してください。

**(3) 「本店に関する事項」**

- ・ 県との取引が「本店（登記上の申請者と同一）」の場合は入力不要です。
- ・ 県との取引が「支店又は営業所等」の場合は、申請者に入力いただいた内容が自動表示されますのでご確認ください。また、本店電話番号を入力してください。

**(4) 「県内事業所等」**

- ・ 岐阜県内に事業所等を有する場合は、所在地区をチェックし、事業所等名称等を入力してください。
- ・ ただし、地区にある事業所が「県との取引先の本店」「県との取引先支店又は営業所等」の場合は、選択後に自動表示されますのでご確認ください。

**【納税証明書】**

- ・ 「消費税等納税証明書」及び県内に事業所等を開設されている場合は「岐阜県納税証明書」をPDF等で添付してください。

## ≪岐阜県内事業所一覧表≫

(下記地区区分表を参照してください。入力フォーム内にも記載しております。)

本庁	県庁内各課（室）
岐阜地区	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
西濃地区	大垣市、海津市、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡
中濃地区	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、加茂郡、可児郡
東濃地区	多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市
飛驒地区	高山市、飛驒市、下呂市、大野郡

**(5) 「営業概要」****【業務内容】**

- ・ 岐阜県との取引を希望する業務を「別表2 業務分類表」（入力フォーム内でも「業務分類表」確認できます。）を参照のうえ、選択し、該当する「コード番号・業務名」を3業務までプルダウンから選択してください。
- ・ 「主な業務内容」は、「別表2 業務分類表」（入力フォーム内でも「業務分類表」確認できます。）を参考に、100字以内で記入してください。
- ・ 業務内容以外の事項（会社のPR、営業実績、取引先の希望等）は入力しないでください。
- ・ 法令により営業上の許認可・免許等が必要な場合については、その許認可証等の写しをPDF等で添付してください（許認可を受けていない場合はその業務内容の登載はできません）。

【申請の手引き（オンライン申請）】

- ・開業後、最初の決算期が到来している場合は、直近決算時の財務諸表を記載内容が判別できるよう PDF 等で添付してください。
- ・「生産額又は販売額」は、個人の場合は所得税確定申告書の「売上（収入）金額」を、法人の場合は損益計算書の「売上高の合計」を千円単位（千円未満切り上げ）で入力してください。
- ・「資本金」は、個人の場合は「元入金」を、法人の場合は貸借対照表の純資産の部に計上される資本金の額を千円単位（千円未満切り上げ）で入力してください。
- ・従業員数の「正社員」は常時雇用されている従業員数を、「臨時社員等」はパート等その他の従業員数を入力してください。
- ・従業員数は「正社員」及び「臨時社員等」の合計が自動入力されますのでご確認ください。
- ・「取引希望地区」は、岐阜県内の地区区分表のうち取引を希望する地区を選択してください。

(6) 「代金の受領方法及び振込先」

【入札参加資格申請書（建設工事以外）「口座振込依頼書」】

- ・岐阜県との取引を支店又は営業所等で希望する場合は、代金の請求及び受領に関する権限を支店又は営業所等に委任するかについて選択してください。

【振込先】

- ・代金の振込を希望する金融機関名等口座情報を、通帳を確認のうえ、入力してください。
- ・入力した口座が確認できる書類（預金通帳の写し（預金通帳の「表」と最初に開いた上部の「1 ページ目」）等）を記載内容が判別できるよう PDF 等で添付してください。
- ・振込先がネットバンクの場合は、ネットバンクへログインのうえ、お客様口座情報照会の画面から「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義（カナ）」がわかる部分を画面コピーし、PDF 等で添付してください。
- ・振込先が当座預金、バーチャル口座等の場合は、振込口座が表示されている請求書のひな形、金融機関が発行する残高証明書等で「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義（カナ）」が確認できるものを PDF 等で添付してください

《略語について》

◎法人略語の入力例（カナ文字略語は、略語判別表示としてカッコを付して入力してください）

- ・名称の始めに使うとき、先頭の「(」は省略する (株)岐阜→ カ)ギフ
- ・名称の終わりに使うとき、末尾の「)」は省略する 岐阜(株)→ギフ(カ

【申請の手引き（オンライン申請）】

・名称の中に使うとき 岐阜（株）中営業所 → ギフ（カ）ナカ（エイ

◎事業略語の入力例（カッコを付さず、続けて入力してください）

岐阜県協同組合 → ギフケンキョウクミ

◎略語の一覧は「別表3 略語一覧」を確認してください。

**（7）「岐阜県電子調達システムに関する事項」**

- ・電子調達システムで見積額が他者と同額の場合は、岐阜県職員が代理でくじ引きを行います。「くじ引きに係る委任状様式」に記入、押印のうえ記載内容が判別できるように PDF 等カラーで添付してください。

**【ユーザ ID・パスワード登録】**

- ・電子調達システムの利用の有無にかかわらず、原則として ID・パスワードを取得いただきますので、入力してください（ID は第3希望まで入力してください）。

## 別表1 添付書類一覧

【申請フォームで確認の上、◎印は必須、○印は該当する場合にご用意してください。】

提出書類	個人	法人	提出書類の内容 【※印の書類は、申請日前90日以内に発行されたものに限りです】
※登記事項証明書		◎	・履歴事項全部証明書
※身元（身分）証明書 （2種類）	◎		・市町村長及び東京法務局が発行する証明書 （(1)及び(2)の2種類） （1）本人の本籍地の市町村長が発行する身元（身分）証明書 （「禁治産、準禁治産、破産の宣告及び後見登記の通知」を受けていないことの証明） 詳細は本籍地市町村にお尋ねください。 （2）東京法務局の発行する後見登記事項等ファイルに記録がない旨の証明書（後見・保佐・補助を受けていないことの証明）。 <問い合わせ先> ・東京法務局又は最寄りの法務局・地方法務局 ・法務省ホームページ <a href="http://www.moj.go.jp/">http://www.moj.go.jp/</a>
委任状 （様式有）		○	・本店代表者以外の支店長等に岐阜県との取引上の権限を委任する（岐阜県との取引が本店以外の支店又は営業所等）場合は、委任状を必ずカラーで添付してください（権限委任が規定された社内規程等の写しの添付でも可）。 ・「岐阜県と取引する本店、支店又は営業所等」の記載要領と同様に各項目を記載し押印してください。
県との取引に使用する印鑑（様式有）	◎	◎	・「使用印鑑」は入札書・契約書等県との取引に使用する印鑑（法人の場合は、法人印及び代表者印）を鮮明に押印してください。 ・県との取引に法人印を使用しない場合は、代表者印欄のみに代表社印を押印してください。 ・岐阜県との取引を支店又は営業所等で希望する場合は、支店又は営業所等で使用する印鑑を押印してください。 ・必ずカラーで添付してください。
※消費税等納税証明書	◎	◎	・税務署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の税額がない旨の証明書（納税証明書（その3））ただし、個人の場合は（その3の2）、法人の場合は（その3の3）

次ページに続きます

			でも可)」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-Tax を使ったオンライン請求により納税証明書を取得できます。詳しくは e-Tax ホームページ (<a href="http://www.e-tax.nta.go.jp">http://www.e-tax.nta.go.jp</a>) をご覧ください。</li> <li>・ 電子納税証明書の添付も可能</li> </ul> <b>納税義務が免除されている場合においても提出が必要です</b>
※岐阜県納税証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 岐阜県内事業者又は岐阜県内に事業所等を有する事業者は、県税事務所が発行する「全税目に未納の徴収金のない旨の証明書」</li> </ul> <b>納税義務が免除されている場合においても提出が必要です</b>
営業許可書・許可等の証明書	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「業務内容」に入力した業務が法令等の規定により営業上の許可・認可・免許等を必要とする場合は、その許認可証等</li> </ul>
財務諸表 (直前決算時のもの)	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直前決算時の財務諸表 (※営業年数が1年未満の場合等、財務諸表がない場合は不要です。)</li> <li>・ 個人の場合：所得税、事業税等申告書「損益計算書、資産負債調、減価償却費の計算書」</li> <li>・ 法人の場合：財務諸表のうち「貸借対照表」及び「損益計算書」</li> </ul>
振込口座確認書類	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預金通帳の写し (預金通帳の「表」と最初に開いた上部の「1 ページ目) 等口座情報が確認できるもの</li> <li>・ 通帳を有しない場合は、「金融機関名」「支店名」「預金種別」「口座番号」「口座名義 (カナ)」が全て記載されている請求書のひな形、金融機関が発行する残高証明書、インターネット上の口座照会画面の画面コピー等入力した口座情報が確認できるもの。</li> <li>・ 複数口座の登録はできません (1 事業者、1 口座登録)。</li> </ul>
くじ引きに係る委任状 (様式有)	◎	◎	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子調達システムで見積額が他者と同額の場合は、岐阜県職員が代理でくじ引きを行います。</li> <li>・ 「くじ引きに係る委任状」は委任者 (岐阜県と取引をする本店、支店又は営業所等) で作成してください。</li> <li>・ 「使用印鑑」様式で押印した代表者印を押印し、必ず<u>カラー</u>で添付してください。</li> </ul>

別表2 業務分類表

分類	コード番号・業務名		業務内容の入力例
印刷	1	印刷物製造	一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、地図印刷、CAD印刷、オンデマンド印刷、シルクスクリーン、製本
	2	コピー、青写真等	コピー、青写真、マイクロ写真、トレース、デジタル変換、デジタル出力、写真撮影、現像、空中写真、オルソフォト
事務用機器・文具	3	事務用品・機器、OA用品類	文具、事務機械、ゴム印、用紙、OA用品、印章、トナーカートリッジ、事務機器等リース・レンタル
	4	コンピュータ、周辺機器	コンピュータ機器、コンピュータ周辺機器等、パソコン、サーバー、ネットワーク関連機器、コンピュータ機器等リース・レンタル
	5	ソフトウェア	ソフトウェア販売
什器	6	家具類	木製家具、鋼製家具、カーテン、ブラインド、カーペット、学校用家具、図書館用家具、特注家具製造販売
機械機器	7	カメラ、視聴覚、電気機器	カメラ、視聴覚機器、映像機器、家庭用電気機器、電気工事材料、電装品、保守点検、修理等、録音・録画機器、電話機、FAX機、照明機械器具
	8	理化学、医療関連	医療機器、福祉介護用機器、理化学機器、分析機器、光学機器等、医療材料、衛生材料、環境測定機器、鑑識器具、機器保守点検・修理
	9	その他	工事作業機械、農業機械、建設機械、林業機械、産業機械、消火器、避難器具、防犯装備品、救助資機材、消防防災機器、ミシン、ポンプ、計測機械、厨房機器
運搬器具	10	自動車関連	自動車販売（修理）、自動車、特殊車、オートバイ等、フォークリフト、トラック、バス、除雪車、車両レンタル、タイヤ、自動車用品、保守点検、車検、修理
	11	その他	ボート、航空機装備品等、航空機、ヘリコプター
燃料油脂・薬品・材料	12	燃料油脂・薬品・材料	ガソリン、軽油、灯油、重油、プロパン、一般高圧ガス、医療薬品、医療用ガス、工業薬品、化学薬品、農業薬品、動物薬品、凍結防止剤、鋼材、ガラス、木材建具、塗料、畳、管類、セメントコンクリート、砂利、砕石、アスファルト、路面補修資材、試薬

委託業務	13	建物関連	常駐警備・防災、建築物管理、設備保守点検、ボイラー運転管理、空調機器保守、エレベーター保守、受付業務、清掃業務、(建物、公園、貯水槽等)、害虫等駆除等、樹木選定・伐採、草刈・除草、交通誘導、プール監視
	14	電算関連	計算、プログラム作成、システム設計、システム保守、データ入力、ASP/SaaS、ホームページ作成、データセンター、ITコンサルティング、IT人材育成・教育、地理情報システム(GIS)
	15	広告、看板、 標識	イベントの企画・運営、デザイン、番組・ビデオ作成、看板作成、幕、ディスプレイ品、デジタルサイネージ、道路標識等、広告代理業
	16	その他	調査、検査、測定、検診、紙類廃品回収・買受、廃金属類回収・買受、保険、運送、旅行、倉庫、給食業務、人材派遣、講師派遣、産業廃棄物処理、産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物収集運搬、特別管理産業廃棄物処理、一般廃棄物収集運搬、一般廃棄物処理、経営コンサルティング、監査業務、医療事務、発掘調査業務、車両運行管理、テープ起こし
百貨・日用品	17	被服、衣料、 寝具	作業服、防災服、白衣、寝具等、帽子、靴、手袋、リネンサプライ、クリーニング
	18	百貨、記念品、 日用品等	荒物雑貨、日用雑貨、記章・記念品・貴金属、贈答品、その他金物
教育・文化	19	教育文化用品	書籍、教材、楽器、楽譜、スポーツ用品、体育機器、スポーツ衣料
その他	20	その他 (他に分類できないもの)	警察用品(けん銃、警棒、手錠等)、食材・飲料販売、自動販売機設置、園芸資材、電気・電力供給 その他上記に含まれないもの

別表3 略語一覧表

用語（漢字略語）	カナ文字略語	用語	カナ文字略語
1 法人略語		2 営業所略語	
株式会社（株）	カ	営業所	エイ
有限会社（有）	ユ	出張所	シュツ
合名会社（名）	メ		
合資会社（資）	シ	3 事業略語	
合同会社（同）	ド	連合会	レン
医療法人（医）	イ	共済組合	キョウサイ
社会医療法人（社医）	イ	協同組合	キョウクミ
財団法人（財）	ザイ	信用組合	シンクミ
一般財団法人（一財）	ザイ	生命保険	セイメイ
公益財団法人（公財）	ザイ	海上火災保険	カイジョウ
社団法人（社）	シャ	火災海上保険	カサイ
一般社団法人（一社）	シャ	健康保険組合	ケンポ
公益社団法人（公社）	シャ	国民健康保険組合	コクホ
宗教法人（宗）	シュウ	国民健康保険団体連合会	コクホレン
学校法人（学）	ガク	社会保険診療報酬支払基金	シャホ
公立大学法人（大）	ダイ	厚生年金基金	コウネン
社会福祉法人（福）	フク	従業員組合	ジュウクミ
更生保護法人（保護）	ホゴ	労働組合	ロウクミ
相互会社（相）	ソ	生活協同組合	セイキョウ
特定非営利活動法人（特非）	トクヒ	農業協同組合	ノウキョウ
独立行政法人（独）	ドク	農業協同組合連合会	ノウキョウレン
地方独立行政法人（地独）	チドク	共済農業協同組合連合会	キョウサイレン
弁護士法人（弁）	ベン	漁業協同組合	ギョキョウ
有限責任中間法人（中）	チュウ	漁業協同組合連合会	ギョレン
無限責任中間法人（中）	チュウ	公共職業安定所	ショクアン
行政書士法人（行）	ギョ	社会福祉協議会	シャキョウ
司法書士法人（司法）	シホウ	特別養護老人ホーム	トクヨウ
税理士法人（税）	ゼイ		
国立大学法人（大）	ダイ		
農事組合法人（農）	ノウ		

注)「医療法人社団」及び「医療法人財団」は、共に「医療法人」(略語“イ”)である